

別紙

酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例（平成29年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が条例第9条に規定する指示又は条例第10条に規定する営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 条例第9条の規定に基づき、公安委員会が条例第2条に規定する酒類提供等営業を営む者（以下「営業者」という。）に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 条例第10条の規定に基づき、公安委員会が営業者に対し、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 条例違反行為 条例の規定に違反する行為
- (4) 条例違反行為等 条例違反行為、指示に従わない行為（以下「指示処分違反」という。）又は条例第10条第1項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。
- (5) 営業停止期間 営業停止命令において営業者が当該営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(条例違反行為等の分類)

第3条 条例違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D、E及びFに分類するものとする。

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うことができる。

- (1) 営業者が条例違反行為を行ったとき。
- (2) 営業者がその代理人、使用人その他の従業者（以下「従業者等」という。）に対する指導及び監督その他従業者等による条例違反行為を防止するために

必要な措置を尽くしていなかったことにより、従業者等が条例違反行為を行ったとき。

- (3) 営業者その他の者から委託を受けた者が条例第5条又は条例第6条に違反したとき。

(指示の内容)

第5条 指示の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指示の理由とした条例違反行為（以下「指示対象行為」という。）の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種の条例違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (2) 指示対象行為の状態が残存しているときは、当該指示対象行為の状態を解消するための措置
- (3) 前2号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

(営業停止命令)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行わずに営業停止命令を行うことができる。

- (1) 営業者がA、B又はCに分類されるものを行ったとき。
- (2) 営業者が従業者等に対する指導及び監督その他従業者等による条例違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、従業者等がA、B又はCに分類されるものを行ったとき。
- 2 営業者がD若しくはEに分類されるものを行ったとき又は営業者が従業者等に対する指導及び監督その他従業者等による条例違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、従業者等がD若しくはEに分類されるものを行ったときであって、次のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うことができる。
- (1) 営業者又は従業者等により当該条例違反行為等と同種の条例違反行為等が短期間に繰り返し行われているとき。
- (2) 営業者又は従業者等が当該条例違反行為等によって検挙されたとき（起訴相当として送致されたときに限る。）。
- (3) 営業者又は従業者等が当該条例違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該条例違反行為等の態様が極めて悪質であつて社会的反響が著しく大きいとき。

(営業停止命令に係る基準期間等)

第7条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期(以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。)は、次の各号に掲げる条例違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期及び長期は180日とする。
- (2) B 基準期間は120日、短期は60日、長期は180日とする。
- (3) C 基準期間は60日、短期は20日、長期は180日とする。
- (4) D 基準期間は30日、短期は20日、長期は120日とする。
- (5) E 基準期間は20日、短期は10日、長期は60日とする。
- (6) F 営業停止命令を行わないもの(指示に限り、当該指示に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。)

(営業停止命令の併合)

第8条 条例違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項の場合における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、180日を超えることはできない。

- (1) 基準期間 各条例違反行為等について前条により定められた基準期間の最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間
- (2) 短期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた短期のうち最も長いもの
- (3) 長期 各条例違反行為等について前条の規定により定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間

(観念的競合)

第9条 1個の行為が2個以上の条例違反行為等に該当する場合において営業停止命令を行うときは、各条例違反行為等について第7条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち、最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第10条 最近3年間に営業停止命令を受けた営業者に対して営業停止命令を行う

ときは、当該営業停止命令に係る条例違反行為等について第7条から前条までの規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、180日を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第11条 営業停止期間は、第7条から前条までの規定により定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 営業者又は従業者等が他人に強いられて当該条例違反行為等を行ったこと。

(2) 従業者等が当該条例違反行為等を行うことを防止できなかつたことについて営業者の過失が極めて軽微であると認められること。

(3) 営業者が当該条例違反行為等と同種の条例違反行為等が将来において行われることを防止するための措置や当該条例違反行為等により生じた違法状態を回復するための措置を自主的にとっており、かつ、改悛の情が著しいこと。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第7条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

(1) 当該条例違反行為等の態様が極めて悪質であること。

(2) 営業者が当該条例違反行為等を行った日前3年以内に同種の条例違反行為等を理由として、指示又は営業停止命令を受けたことがあること。

(3) 当該条例違反行為等を従業者等が行うことを防止できなかつたことについて、営業者の過失が極めて重大であると認められること。

(4) 営業者又は従業者等が当該条例違反行為等に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。

(5) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(6) 営業者に改悛の情がみられないこと。

(指示と営業停止との関係)

第12条 営業停止命令を行う場合において、条例違反状態の解消等のため必要が

あるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。